

# 令和4年度岩倉市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和4年5月24日付け子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙）に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えており、併せて、食費等の物価高騰等により家計が悪化していることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「給付金（その他世帯分）」という。）を早期に支給する令和4年度岩倉市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （支給要件）

第2条 岩倉市（以下「市」という。）は、前条の趣旨を達成するため、次条第3項に規定する対象児童（給付金（その他世帯分）の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、第1号に規定する養育要件のいずれかに該当し、かつ、第2号に規定する所得要件のいずれかに該当するもの（以下「支給対象者」という。）に対し、給付金（その他世帯分）を支給する。

(1) 次の養育要件のいずれかに該当すること。

ア 児童手当受給者（令和4年4月分の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者をいう。）

イ 特別児童扶養手当受給者（令和4年4月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）

による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。)の受給者(同法第6条の規定に基づき手当を支給しないこととされている者を含む。)をいう。)

ウ 新規児童手当受給者(令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定(他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。)又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者をいう。)

エ 新規特別児童扶養手当受給者(令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定(他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者をいう。)

オ 高校生等を養育する者(アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、令和4年3月31日において日本国内に住所を有するもの又は同年4月1日以後に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者をいう。)

カ 政令で定める額以上の所得がある養育者(アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第7条に規定する額以上の所得があり、令和4年3月31日において、平成19年4月2日以降に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和4年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者をいう。)

(2) 次の所得要件のいずれかに該当すること。

ア 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和4年度分の市町村民税均等割(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)が課されていない者又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者をいう。以

下同じ。)

イ 令和4年1月以降の家計急変者（アに該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、アに該当する者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和4年1月から令和5年2月までの任意の1か月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）をいう。以下同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、給付金（その他世帯分）が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる支給対象者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る給付金（その他世帯分）の支給を受ける者として適当と認められる者に対し、給付金（その他世帯分）を支給する。

児童手当等受給・非課税者（前項第1号ア又はイに該当し、かつ、同項第2号アに該当する者（同項第1号アに該当する者については、児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）をいう。以下同じ。)	令和4年4月1日以後に死亡した場合
新規児童手当等受給・非課税者（前項第1号ウ又はエに該当し、かつ、同項第2号アに該当する者（同項第1号ウに該当する者については、児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）をいう。以下同じ。)	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者（支給対象者のうち、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の者をいう。以下同じ。)	第7条第1項の申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、

給付金（その他世帯分）は、支給しない。

- (1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人

（給付金（その他世帯分）の支給等）

第3条 市は、次の表の左欄に掲げる支給対象者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合において、当該支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金（その他世帯分）を支給する。

児童手当等受給・非課税者	市が令和4年4月分の児童手当の受給資格を認定している場合又は市が令和4年4月分の特別児童扶養手当に係る事務を行う場合
新規児童手当等受給・非課税者	市が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格又は額の改定を認定した場合又は市が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格又は額の改定の認定の請求を受理した場合
その他の支給対象者	第7条第1項の申請を行う時点で市に居住する場合

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金（その他世帯分）の金額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、50,000円とする。
- 3 前項の「対象児童」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 平成16年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日）から令和5年2月28日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当

法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）

(2) 既に支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和4年5月24日付け子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙）に基づき支給される給付金又は給付金（その他世帯分）の算定の基礎とされた児童でないもの

4 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合は、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童からは、除かれるものとする。

5 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合は、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童からは、除かれるものとする。

（児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対する給付金（その他世帯分）の支給の申込み等）

第4条 市は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対し、給付金（その他世帯分）の支給の申込みを行う。

2 児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者は、前項の申込みを受けた際、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）受給拒否の届出書（様式第1）により、給付金（その他世帯分）の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対し、給付金（その他世帯分）を支給するものとする。ただし、前項の届出があったときは、この限りでない。

（児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対する給付金（その他世帯分）の支給の方式）

第5条 児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対する市による給付金（その他世帯分）の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第4号に掲げる方式は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者が金融機関に口座を開設していないことその他第1号から第3号までの規定に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、行うものとする。

- (1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 特別児童扶養手当支給口座振込方式 特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (3) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定までに、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者が低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給口座登録等の届出書（様式第2。以下「支給口座登録届」という。）により市に前2号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (4) 窓口現金受領方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給口座登録届により届け出て、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式  
（その他の支給対象者に対する給付金（その他世帯分）に係る申請受付開始日及び申請期限）

第6条 その他の支給対象者に対して支給する給付金（その他世帯分）に係る市の申請受付開始日は、令和4年7月8日とし、その申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年3月15日までとする。

（その他の支給対象者に対する給付金（その他世帯分）に係る申請及び支給の方式）

第7条 その他の支給対象者に対する給付金（その他世帯分）の支給を受けようとする者（以下「給付金（その他世帯分）申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）申請書（請求書）（様式第3。以下「給付金（その他世帯分）申請書」という。）により申請を行うものとする。

2 給付金（その他世帯分）申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、給付金（その他世帯分）申請者が金融機関に口座を開設していないことその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、行うものとする。

- (1) 郵送申請口座振込方式 給付金（その他世帯分）申請者が給付金（その他世帯分）申請書を郵送により市に提出し、市が給付金（その他世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

- (2) 窓口申請口座振込方式 給付金（その他世帯分）申請者が給付金（その他世帯分）申請書を市の窓口へ提出し、市が給付金（その他世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 給付金（その他世帯分）申請者が給付金（その他世帯分）申請書を郵送により、又は市の窓口において市へ提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、次の各号に掲げる給付金（その他世帯分）申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出させること等により、当該給付金（その他世帯分）申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行うものとする。
- (1) 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者 戸籍謄本又は抄本等（必要な場合のみ）
- (2) 令和4年1月以降の家計急変者 次に掲げる書類
- ア 戸籍謄本又は抄本等（必要な場合のみ）
- イ 簡易な収入見込額の申立書（様式第4）
- ウ 簡易な所得見込額の申立書（様式第5）（必要な場合のみ）
- エ 給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類
- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該給付金（その他世帯分）申請者の本人確認を行うものとする。
- （代理による申請）
- 第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が特に認める者とする。
- （給付金（その他世帯分）申請者に対する支給の決定）
- 第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された給付金（その他世帯分）申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給決定通知書（様式第6）により、当該給付金（その他世帯分）申請者に対し通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、当該給付金（その他世帯分）申請者に対し、第7条第2項各号に掲げる方式により給付金（その他世帯分）を支給するものとする。
- （給付金（その他世帯分）の支給等に関する周知）

第10条 市長は、令和4年度岩倉市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、岩倉市公式ホームページその他の方法による住民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金（その他世帯分）申請者から第6条の申請の期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合は、当該給付金（その他世帯分）申請者が給付金（その他世帯分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和4年4月分の児童手当又は令和4年4月分の特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金（その他世帯分）の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和5年3月31日までに当該指定口座への振込が口座解約、変更等によりできない場合は、本件契約は、解除されるものとする。

3 市長が第9条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないうちその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給ができなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、給付金（その他世帯分）の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金（その他世帯分）の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金（その他世帯分）の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 給付金（その他世帯分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。



附 則

この要綱は、令和4年6月2日から施行する。